

広島県告示第千百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

三次市十日市町字高平一〇一四四番二の一部、一〇一五七番二の一部、一〇一六八番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物